

美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月25日

美里町長 相 澤 清 一

美里町条例第21号

美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年美里町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「第140条の68第1号」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初

の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。